

東京国際空港（羽田空港）の新しい滑走路（D滑走路） ～建設発生土の受け入れについて～

トピックス

24時間365日の昼夜連続施工で進められている東京国際空港（羽田空港）の4本目の滑走路（D滑走路）建設工事では、約100haに及ぶ空港島の埋立の材料として主に山砂を用いることとしています。

しかし、山砂の採取による自然破壊への影響及び山砂の運搬に伴う沿道住民への影響等を極力回避するとともに、事業コストの縮減と建設リサイクルの推進を図るため、埋立用の山砂の使用量を極力低減し、その代替材として建設発生土を最大限有効活用する計画としています。

これまで、首都圏で発生する建設発生土の受入に関しては、関東地方整備局が主催する「関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会幹事会」等を通じて、あるいは地方公共団体に直接情報提供をお願いしてきたところです。

D滑走路建設工事では、平成20年7月頃より、元請事業者の申請に基づき、下記の条件等を満たす良質な建設発生土の受け入れを計画しています。

- 1．対象工事：公共及び民間建設工事
- 2．土量規模：原則として、10,000m³ / 1件以上の搬出量を伴う公共建設工事または100,000m³ / 1件以上の搬出量を伴う民間建設工事。
- 3．受入基準：
 - (1) 原則として、第1種建設発生土及び第2種建設発生土。
 - (2) 含水比や細粒分含有率等の所定の物理性状を満足する建設発生土。
 - (3) 「土壌の汚染に係る環境基準」及び関係省令等に適合する建設発生土。

詳細は、東京空港整備事務所ホームページに掲載の情報を参照願います。

平成20年6月30日

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所 D滑走路プロジェクト推進室 吉田・榊原・齋藤
住所 東京都大田区羽田空港3-5-7メンテナンスセンターアネックス5階
電話 03-5756-6582
HP http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/haneda/haneda/haneda_saikaku/hasseido/00_index.html